2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び宮崎県

第２　事業の種類

１　国土交通大臣起業に係る事業

一般国道218号改築工事（高千穂日之影道路・宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市地内から同町大字七折字平底地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

２　宮崎県起業に係る事業

一般国道218号改築工事（深角インターチェンジ（仮称）・宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野地内）

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市、字高野、字塩井及び字平底地内

⑵　使用の部分　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市、字椎谷、字東、字高野、字上尾村、字一の水及び字塩井地内

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字鳶ノ巣、字西ノ嶽及び字戸ノ下地内

２　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野地内

⑵　使用の部分　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市地内の三田井インターチェンジ（仮称）から同町大字七折字平底地内の七折インターチェンジ（仮称）までの延長5.1kmの区間（以下「本件国事業区間」という。）における「一般国道218号改築工事（高千穂日之影道路）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件自専道事業」という。）である。

本件自専道事業のうち、「一般国道218号改築工事（高千穂日之影道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野地内（以下「本件県事業区間」という。）における「一般国道218号改築工事（深角インターチェンジ（仮称））」（以下「本件インターチェンジ事業」という。）である。

本件インターチェンジ事業は、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件自専道事業及び本件インターチェンジ事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

起業者である国土交通大臣は、既に本件自専道事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件国事業区間は、同法第13条第１項の指定区間外の区間であるが、起業者は、同法第27条第１項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどの理由から、本件自専道事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

⑵　第２の２に係る事業

本件インターチェンジ事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築工事であり、本件県事業区間は、道路法第13条第１項の指定区間ではないこと及び宮崎県内に存することから、起業者である宮崎県は道路管理者であること、また、起業者は道路法第74条の規定に基づく国土交通大臣の認可に代わり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条第１項の規定に基づく交付決定を受けていることなどの理由から、起業者は、本件インターチェンジ事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道218号（以下「本路線」という。）は、熊本市を起点とし、宇城市、宮崎県西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町等を経由して延岡市に至る延長約133kmの主要幹線道路である。

本路線は、宮崎県西臼杵郡日之影町、同郡高千穂町及び同郡五ヶ瀬町（以下「本件地域」という。）と県内の主要都市である延岡市とを連絡する唯一の主要幹線道路であり、物流や観光における交通にとって重要な路線であるとともに、地域住民の日常生活における交通にも欠かせない道路となっている。

しかしながら、本件国事業区間及び本件県事業区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道等の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、平成23年３月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査が実施されており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び環境影響調査以降に新たに得られた知見を踏まえ、平成27年６月に、同法等に準じて任意で環境影響調査の照査が実施されており、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているカンダマイマイ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているブッポウソウ及びツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、